

令和8年度「学習・登校サポート事業」業務委託にかかる募集要項

令和8年度「学習・登校サポート事業」の実施について、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

令和8年1月9日
大正区長 村田 哲志

募集要項

第1章 業務の内容に関する事項	P1
第2章 選定にあたっての手続き等に関する事項	P3
第3章 選定について	P5
第4章 その他の事項について	P7

第1章 業務の内容に関する事項

1 案件名称

令和8年度「学習・登校サポート事業」業務委託(概算契約)

2 事業の目的

子どもの貧困対策にかかる支援の必要な子どもや子育て世帯には、複合的な課題が存在することが多く、この現状に対応するには、子どもとその世帯の両方に着目し、子どもが多くの時間を過ごす学校園等の教育分野と、保健福祉の支援制度等の行政窓口である区役所、民生委員などの地域が連携する必要があります。

こうした支援のひとつとして、大正区内小学校・中学校(以下「学校」という。)に在籍する児童・生徒のうち、生活困窮等、ひとり親家庭などの理由により学校の授業以外で学習機会が少ない児童・生徒、不登校や病気による長期欠席等の児童・生徒について、学力の向上を図り、貧困の連鎖を断ち切る一助となるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つ新たな視点や高いノウハウ、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集します。

3 内容

- (1) 委託内容:別紙1_令和8年度「学習・登校サポート事業」業務委託仕様書(以下「業務委託仕様書」という。)による。
- (2) 履行期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※契約の締結は令和8年度予算の成立以降に行う。
- (3) 履行場所:児童・生徒の自宅、学校、大正区内で本市が指定する場所

4 契約上限額

金19,232,000円(消費税含む)

※契約上限額の範囲内で契約するものとする。

※令和8年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

上記契約上限額のうち

(1)実績分の契約上限額は、11,781,900円(消費税含む)とし、「別紙1_業務委託仕様書 8 基本条件・事業の実施方針 (1)(2)」に記載の学習・登校支援センターが実施する学習支援、登校支援に関する業務にかかる経費が含まれるものとする。

※実績分の契約上限額には、学習・登校支援センターの交通費も含まれるものとする。

※別紙8「内訳明細書」に単価を記載し、提出すること。

(2)基本分の契約上限額は、7,451,000円(消費税含む)とし、「別紙1_業務委託仕様書 8 基本条件・事業の実施方針 (3)(4)(5)」に記載の業務及び上記実績分の業務を除く全ての業務にかかる経費が含まれるものとする。

5 契約に関する事項

(1)契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約当初においては、「4 契約上限額(1)」に記載の実績分を概算で契約することとし、後日、確定した支援時間数に基づき契約金額を確定するものとする。契約内容は本市と協議のうえ、業務委託仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2)経費の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。本事業の契約金額は、「4 契約上限額(1)(2)」に記載の実績分、基本分にかかる経費とする。また、実績分については、別紙8「内訳明細書」に記載の単価(税込)に実際の支援時間数を乗じた金額を支払うこととする。ただし、既履行部分に相応する経費については、協議により、部分払とすることができます。

(3)費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の経費を負担しない。

(4)契約条項

別紙2_業務委託契約書(案) 参照

(5)契約保証金

① 契約保証金 免除

② 保証人 不要

(6)再委託について

別紙1_業務委託仕様書 参照

(7)その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

第2章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1 応募資格等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 11 第1項において準用する同令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置も該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5) 直近1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税について未納がないこと。

2 参加申請書類等の配布

- (1) 配布期間: 令和8年1月9日(金)から令和8年1月 26 日(月)まで

(2) 配布書類

- ・別紙1_業務委託仕様書
- ・別紙2_業務委託契約書(案)
- ・別紙3_公募型プロポーザル参加申請書(様式第1号)
- ・別紙4_誓約書(様式第2号)
- ・別紙5_法人又は団体の概要(様式第3号)
- ・別紙6_提案書作成要領
- ・別紙7_質問書
- ・別紙8_内訳明細書

- (3) 配布方法: 大阪市ホームページに掲載

3 質問事項の受付

- (1) 受付締切: 令和8年1月 19 日(月)正午まで

- (2) 質問方法: 別紙7_質問書に記載し、th0010@city.osaka.lg.jp まで電子メールにて質問してください。「件名」に【質問書】令和8年度「学習・登校サポート事業業務委託」と明記してください。

- (3) 回 答: 令和8年1月 22 日(木)にホームページにて公開します。

4 スケジュール

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年1月9日(金) |
|----------|-------------|

- | | |
|------------|------------------|
| (2) 質問受付締切 | 令和8年1月 19 日(月)正午 |
|------------|------------------|

(3)質問に対する回答	令和8年1月 22 日(木)
(4)参加申請関係書類の提出期限	令和8年1月 26 日(月)
(5)参加資格決定通知	令和8年1月 28 日(水)
(6)企画提案書の提出期限	令和8年2月9日(月)正午
(7)プレゼンテーション・選定会議	令和8年2月 18~24 日
	※上記期間のうち1日
(8)選定結果通知	令和8年2月 25 日(水)
(9)契約締結・事業開始	令和8年4月 1 日(水)
(10)事業完了	令和9年3月 31 日(水)

5 参加申請・提案書提出

(1)公募型プロポーザル参加申請(参加資格審査)

ア 受付期間:令和8年1月9日(金)から令和8年1月 26 日(月)まで

(午前9時から正午及び午後1時から午後5時 30 分まで)

イ 申請方法:次の提出書類を「第4章3 提出先」の担当まで持参または送付(必着)してください。

【提出書類(提出部数:1部)】

- ・別紙3_公募型プロポーザル参加申請書 (様式第1号)
- ・別紙4_誓約書(様式第2号)
- ・別紙5_法人又は団体の概要(様式第3号)
※会社概要が記載されているパンフレットでも構わない
- ・法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
(提出日から3か月以内に発行:写し可)
※任意団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出してください。
- ・直近1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税の未納がないことの証明書(提出日から3か月以内に発行:写し可)

ウ 参加資格決定通知

参加要件の資格審査を行ったうえ、令和8年1月 28 日(水)付けで審査結果を書面により通知します。

(2)企画提案書の提出について

ア 受付期間:参加資格決定通知書受領後から、令和8年2月9日(月)まで

(午前9時から正午及び午後1時から午後5時 30 分まで)

※ただし、最終日は正午までとします。

イ 申請方法:次の提出書類を「第4章3 提出先」の担当まで持参または送付(必着)してください。

【提出書類(正1部、副7部(副は複写可)の計8部)】

- ・企画提案書

※「別紙6_提案書作成要領」で示す内容に基づき作成された提案書を提出してください。

※提案事業者名の記載は正1部のみとし、副7部には記載しないとともに、他に事業者名表示および事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないでください。

- ・別紙8_内訳明細書

- ・経費見積書（貴社様式で可。但し、「第1章 4 契約上限額」に記載している実績分、基本分にかかる経費を分けて記載し、それぞれの上限額を超えないよう注意すること。）

※提出できる案は、1案のみとします。

6 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行いません。

なお、申請書類等については、大正区役所のホームページよりダウンロードしてください。

第3章 選定について

1 審査・選定

(1) 審査基準

次に示す視点に基づき、別紙6_提案書作成要領の「3 提案書の項目」について総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

評価項目	配点	標準点
ア 業務遂行にあたっての総合的な視点・姿勢【15点】		
1 「子どもの生活に関する実態調査」等を分析の上、大正区の実情に応じた的確な提案を行っているか	15	9
イ 業務目的及び業務内容の理解度【10点】		
2 事業内容について、趣旨をよく理解し、的確な考え方が示されているか	10	6
ウ 事業内容の実現性、実施手順の妥当性、事業目的に対する手法の的確性・独創性・専門性【45点】		
3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポート、登校支援及び「居場所」での支援内容は、学力の向上を図るものとなっており、子どもたちの貧困対策に資するものとなっているか	10	6

4	学習サポート、登校支援及び「居場所」での支援の実施にあたり、家庭環境を含む世帯全体への支援となっているか	10	6
5	学習、登校及び「居場所」での支援終了の基準は、具体的かつ定量的な基準となっているか	5	3
6	対象家庭との面談や働きかけ、各種関係機関等との連携について、具体的かつ効果的な方法となっているか	5	3
7	事業目的を達成するに足る人材の確保が見込まれるか	5	3
8	研修実施にかかる計画は、具体的かつ適切なものとなっているか	5	3
9	効果検証方法が適切であるか	5	3
エ 危機管理体制【10点】			
10	安全・危機管理の体制が適切に計画されているか	10	6
オ 類似事業の豊富さ及び運営基盤【10点】			
11	当該事業に類似した事業実績があり、提案した事業を確実に遂行できる運営基盤があるか	10	6
カ 費用積算根拠の妥当性【10点】			
12	総合的に収支計画が具体的かつ妥当性を有しており、実行可能なものであるか	10	6
計		100	60

(2) 審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査は、学識経験者等で構成する「令和8年度学習・登校サポート事業委託事業者選定会議」が上記(1)審査基準に沿って、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、評価点の合計が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。

ただし、各評価項目の平均評価点が標準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。また、評価点の合計が最も高い提案者が複数の場合は、「ウ 事業内容の実現性、実施手順の妥当性、事業目的に対する手法の的確性・独創性・専門性」の得点が高い者を第一順位の受託候補者とする。この場合において、当該得点が同一の場合は、くじにより決定し、第二順位以下の決定方法についても、同様の対応とする。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

(3) プrezentation審査

ア 実施日時:令和8年2月 18～24 日(左記期間のうち1日)

詳細は、企画提案書提出者あて別途電子メールにて通知します。

- イ 実施場所:大阪市大正区千島2丁目7番 95号
大正区役所5階 501会議室
- ウ 出席人数:1団体につき、3名までとします。
- エ 内容・方法等:提出された企画提案書を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めません。また、プロジェクター等での資料投影は不可とします。
1団体あたり20~30分程度(うち説明約15分以内、質疑応答含む)とします。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

(4)失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。
- ア 選定委員若しくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までに、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5)選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知します。

(令和8年2月25日(水)予定)

また、通知後速やかに大正区役所ホームページに掲載します。

第4章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

- (1)企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2)採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となります。
- (3)すべての提出書類は返却しません。
- (4)提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用いたしません。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (5)期限後の提出、差替え等は認めません。
- (6)本プロポーザルは事業者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、本市と協議をしながら仕様の策定を行うため、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- (7)参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型

プロポーザルの参加は無効となります。

(8) 令和8年度予算が成立しない場合、本件公募型プロポーザルが無効となる可能性があります。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受託候補者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

2 契約に関する事項

受託候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとします。

ただし、評価点が 60 点を下回っている者を除きます。

3 提出先、問合せ先

〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号

大阪市大正区役所保健福祉課 こども教育グループ（3階34番）

担当：吉武・高岸

TEL：06-4394-9980

FAX：06-6554-7153

E-Mail：th0010@city.osaka.lg.jp